

社会福祉法人長須賀保育園
役員、評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第45条の三十五及び社会福祉法人長須賀保育園(以下「本法人」という。)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員、評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款16条に基づき置かれる理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者及び職員を兼務する者(以下「常勤役員等」という。)をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の三十五第1項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員等については、報酬、管理職手当、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員及び評議員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(報酬の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬額の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、別に定める給与・退職金規程に従って支給され、本規程の適用はしないものとする。

- (1) 常勤役員の報酬については、月額とする。
- (2) 常勤役員等の管理職手当、賞与及び退職手当は、給与・退職金規程に準じて支給するものとするとする
- (3) 非常勤役員及び評議員には、当法人の評議員会及び理事会に出席したとき又は理

事会の決議によって業務執行の状況に応じた事業の運営にあたった場合に報酬を支給するものとする

- (4) 役員等が職務のため出張したときは、次の種類による交通費等の実費相当額を、費用として支給することができる。
- ① 鉄道運賃・バス運賃・宿泊料・私有車による実費等とする。
 - ② 前項の料金は要した正規の実費とし、私有車両を使用の場合は、別に定める「私有車両業務使用規程」に準じるものとする。
- (5) 常勤役員等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「給与・退職金規程」に準ずる。

(報酬等の決定)

- 第5条 この法人の常勤役員の報酬月額、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1 常勤役員報酬表のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬の額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、前条第3号に該当する場合等に一人一回につき一律源泉徴収後、別表3のとおりとする。

(報酬額の支給方法)

- 第6条 常勤役員等の支給日、支給方法等支給に関する詳細は、別に定める給与・退職金規程に準ずるものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、当該会議等に参加した都度、現金により支給する。

(公表)

- 第8条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の二第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改正)

- 第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (常勤役員報酬月額表)

号給	月額	号給	月額	号給	月額
1	292,000	21	324,000	特1	200,000
2	298,000	22	331,000	特2	
3	304,000	23	338,000		
4	310,000	24	345,000		
5	316,000	25	352,000		
6	322,000	26	359,000		
7	328,000	27	366,000		
8	334,000	28	373,000		
9	340,000	29	380,000		
10	346,000	30	387,000		
11	352,000	31	394,000		
12	358,000	32	401,000		
13	364,000	33	408,000		
14	370,000	34	415,000		
15	376,000	35	422,000		
16	382,000	36	428,000		
17	388,000	37	436,000		
18	394,000	38	443,000		
19	400,000	39	450,000		
20	406,000	40	457,000		

2 号給 特1は、理事会の承認を得て月額を減額し、評議員会の決議により決定した額とする。

別表2 (常勤役員役職手当)

役職名	役職手当
理事長	月額 150,000円
常務理事	月額 120,000円

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び業務運営等のための出勤	10,000円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び業務運営等のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人及び業務運営等のための出勤	10,000円